の規定による私道の変更等の禁止又は制限								
41 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示							○	総合事務所長
42 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取							○	総合事務所長
43 同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた塀等の建築の許可							○	総合事務所長
44 同法第48条の規定による用途地域内における建築物の建築の許可							○	総合事務所長
45 同法第48条第13項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第14項の規定による公示							○	総合事務所長
46 同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可							○	総合事務所長
47 略								
48 略								
49 同法第52条第8項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定		○						
50 同法第52条第8項第1号の規定による区域の指定		○						
51 同法第52条第10項、第11項及び第14項の規定による容積率の制限の緩和の許可							○	総合事務所長
52 略								
53 略								
54 同法第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える							○	総合事務所長

の規定による私道の変更等の禁止又は制限								
39 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示		○						
40 同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取			○					
41 同法第47条ただし書の規定による壁面線を超えた塀等の建築の許可		○						
42 同法第48条の規定による用途地域内における建築物の建築の許可		○						
43 同法第48条第13項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第14項の規定による公示			○					
44 同法第51条ただし書の規定による卸売市場等の新築等の許可		○						
45 略								
46 略								
47 同法第52条第7項の規定による指定区域内の容積率緩和のために別に定める数値の指定		○						
48 同法第52条第7項第1号の規定による区域の指定		○						
49 同法第52条第9項、第10項及び第13項の規定による容積率の制限の緩和の許可		○						
50 同法第52条の2第3項の規定による特定容積率の限度の指定			○					
51 同法第52条の2第4項の規定による特例容積率の限度等の公告			○					
52 同法第52条の3第2項の規定による特定容積率の指定の取消し			○					
53 同法第52条の3第3項の規定による特定容積率の指定の取消した旨の公告			○					
54 略								
55 略								
56 同法第53条第4項の規定による壁面線の指定がある場合等における法定の建ぺい率の限度を超える		○						

建築物の建築の許可								
55 同法第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
56 同法第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可							○	総合事務所長
57 同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の承認							○	総合事務所長
58 同法第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
59 略								
60 同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可							○	総合事務所長
61 同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の承認							○	総合事務所長
62 同法第57条の2第3項の規定による特例容積率の限度の指定							○	総合事務所長
63 同法第57条の2第4項の規定による特例容積率の限度等の公告							○	総合事務所長
64 同法第57条の3第2項の規定による特例容積率の指定の取り消し							○	総合事務所長
65 同法第57条の3第3項の規定による特例容積率の指定を取消した旨の公告							○	総合事務所長
66 同法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用区域内における建築物の高さの最低限度を超える建築物の許可							○	総合事務所長
67 同法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区内の容積率等の制限を適用しない建築物の建築の許可							○	総合事務所長
68 同法第59条第4項の規定による高度利用地区内における建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可							○	総合事務所長
69 同法第59条の2第1項の規定による容積率等の制限を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長

建築物の建築の許可								
57 同法第53条第5項の規定による建ぺい率の限度を超える建築物の建築の許可		○						
58 同法第53条の2第1項の規定による建築物の敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可		○						
59 同法第55条第2項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の承認			○					
60 同法第55条第3項の規定による建築物の高さの限度を超える建築物の建築の許可		○						
61 略								
62 同法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による高さの制限を超える中高層の建築物の建築の許可		○						
63 同法第57条第1項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の承認			○					
64 同法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区内の容積率等の制限を適用しない建築物の建築の許可		○						
65 同法第59条第4項の規定による高度利用地区内における建築物の各部分の高さの制限を適用しない建築物の建築の許可		○						
66 同法第59条の2第1項の規定による容積率等の制限を超える建築物の建築の許可		○						

70 同法第30条の2第1項第3号の規定による都市再生特別地区内の建築物の容積率等の制限を適用しない建築の許可						○	総合事務所長	67 同法第30条の2第1項第3号の規定による都市再生特別地区内の建築物の容積率等の制限を適用しない建築の許可		○							
71 同法第67条の2第3項の規定による敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長	68 同法第67条の2第3項の規定による敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可		○							
72 同法第67条の2第5項の規定による壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長	69 同法第67条の2第5項の規定による壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可		○							
73 同法第67条の2第9項の規定による防災都市計画施設に係る開口率及び高さの制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長	70 同法第67条の2第9項の規定による防災都市計画施設に係る開口率及び高さの制限を適用しない建築物の許可		○							
74 同法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における高さの最高限度を超える建築物、又は最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長										
75 同法第68条第2項第2号の規定による景観地区内における壁面の位置の制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長										
76 同法第68条第3項第2号の規定よる景観地区内における敷地面積の最低限度に満たない建築物の許可						○	総合事務所長										
77 同法第68条の3第1項の規定による地区計画等に係る容積率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長	71 同法第68条の3第1項の規定による地区計画等に係る容積率の制限を適用しない建築物の認定			○						
78 同法第68条の3第2項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長	72 同法第68条の3第2項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定			○						
79 同法第68条の3第3項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長	73 同法第68条の3第3項の規定による再開発等促進区等に係る建ぺい率の制限を適用しない建築物の認定			○						
80 同法第68条の3第4項の規定による再開発等促進区等に係る建築物の高さの制限を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長	74 同法第68条の3第4項の規定による再開発等促進区等に係る建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定			○						
81 同法第68条の4の規定による地区計画等の区域内の容積率の最高限度に関する条例の規定を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長	75 同法第68条の4の規定による地区計画等の区域内の容積率の最高限度に関する条例の規定を適用しない建築物の認定			○						
82 同法第68条の5の2第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の許可						○	総合事務所長	76 同法第68条の5の2第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の許可		○							

83 同法第68条の5の4第1項の規定による地区計画等の区域内の容積率の制限を適用しない建築物の認定							○	総合事務所長
84 同法第68条の5の4第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の認定							○	総合事務所長
85 同法第68条の5の5第1項の規定による地区施設等の下にある部分の建築面積を建ぺい率の算定に算入しない建築物の認定							○	総合事務所長
86 同法第68条の7第1項の規定による予定道路の指定							○	総合事務所長
87 同法第68条の7第5項の規定による予定道路に接する場合の容積率の制限の適用する建築物の建築の許可							○	総合事務所長
88 同法第70条第1項の規定による建築協定の認可							○	総合事務所長
89 同法第73条第2項（同法第74条の2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を認可した旨の公告							○	総合事務所長
90 同法第74条第1項の規定による建築協定の変更の認可							○	総合事務所長
91 同法第74条の2第4項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知った旨の公告							○	総合事務所長
92 同法第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可							○	総合事務所長
93 同法第76条第2項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を廃止した旨の公告							○	総合事務所長
94 同法第76条の3第2項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可							○	総合事務所長
95 略								
96 略								
97 略								
98 略								
99 略								
100 略								
101 略								

77 同法第68条の5の4第1項の規定による地区計画等の区域内の容積率の制限を適用しない建築物の認定			○					
78 同法第68条の5の4第2項の規定による地区計画等の区域内の建築物の高さの限度を適用しない建築物の認定			○					
79 同法第68条の5の5第1項の規定による地区施設等の下にある部分の建築面積を建ぺい率の算定に算入しない建築物の認定			○					
80 同法第68条の7第1項の規定による予定道路の指定		○						
81 同法第68条の7第5項の規定による予定道路に接する場合の容積率の制限の適用する建築物の建築の許可		○						
82 同法第70条第1項の規定による建築協定の認可		○						
83 同法第73条第2項（同法第74条の2項及び第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を認可した旨の公告			○					
84 同法第74条第1項の規定による建築協定の変更の認可		○						
85 同法第74条の2第4項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除かれたことを知った旨の公告			○					
86 同法第76条第1項の規定による建築協定の廃止の認可		○						
87 同法第76条第2項（同法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を廃止した旨の公告			○					
88 同法第76条の3第2項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可		○						
89 略								
90 略								
91 略								
92 略								
93 略								
94 略								
95 略								

102 略									96 略									
103 略									97 略									
104 同法第77条の32第1項の規定による指定確認検査機関からの照会に対する通知等							○	総合事務所長	98 同法第77条の32第1項の規定による指定確認検査機関からの照会に対する通知等 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
105 同法第77条の32の第2項の規定による指定確認検査機関への指示							○	総合事務所長	99 同法第77条の32の第2項の規定による指定確認検査機関への指示 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
106 略									100 略									
107 略									101 略									
108 略									102 略									
109 略									103 略									
110 略									104 略									
111 略									105 略									
112 略									106 略									
113 同法第85条第4項の規定による応急仮設建築物の存続の許可							○	総合事務所長	107 同法第85条第3項の規定による応急仮設建築物の存続の許可 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
114 同法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可							○	総合事務所長	108 同法第85条第4項の規定による仮設建築物の建築の許可 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
115 同法第86条第1項の規定による総合的設計による1又は2以上の建築物の敷地を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長	109 同法第86条第1項の規定による総合的設計による2以上の建築物を同一敷地内とみなす特例に係る認定			○					

116 同法第86条第2項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物を一の敷地とみなす特例に係る認定							○	総合事務所長
117 同法第86条第3項の規定による特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限を超える建築物の建築の許可							○	総合事務所長
118 同法第86条第4項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物の特例対象規定の適用について一の敷地とみなすこと及び容積率等の制限の緩和する建築物の建築の許可							○	総合事務所長
119 同法第86条第8項の規定による公告等							○	総合事務所長
120 同法第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定							○	総合事務所長
121 同法第86条の2第2項の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可							○	総合事務所長
122 同法第86条の2第3項の規定による公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可							○	総合事務所長
123 同法第86条の2第6項の規定による公告等							○	総合事務所長
124 同法第86条の5第2項の規定による複数建築物の認定の取消し							○	総合事務所長
125 同法第86条の5第3項の規定による複数建築物の許可の取消し							○	総合事務所長
126 同法第86条の5第4項の規定による公告等							○	総合事務所長
127 同法第86条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の承認							○	総合事務所長
128 同法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定							○	総合事務所長
129 同法第86条の8第4項の規定による							○	総合事務所長

110 同法第86条第2項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物を同一敷地内とみなす特例に係る認定			○					
111 同法第86条第3項の規定による特例対象規定の適用について同一敷地内にあるとみなすこと及び容積率等の制限を超える建築物の建築の許可		○						
112 同法第86条第4項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的設計による建築物の特例対象規定の適用について同一敷地内にあるとみなすこと及び容積率等の制限の緩和する建築物の建築の許可		○						
113 同法第86条第8項の規定による公告等			○					
114 同法第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定			○					
115 同法第86条の2第2項の規定による公告対象認定区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可		○						
116 同法第86条の2第3項の規定による公告対象許可区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可		○						
117 同法第86条の2第6項の規定による公告等			○					
118 同法第86条の5第2項の規定による複数建築物の認定の取消し			○					
119 同法第86条の5第3項の規定による複数建築物の許可の取消し		○						
120 同法第86条の5第4項の規定による公告等			○					
121 同法第86条の6第2項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の承認			○					

		認定建築主への工事状況報告の請求																			
		130　同法第86条の8第5項の規定による認定建築主への改善に必要な措置の命令						○	総合事務所長												
		131　同法第86条の8第6項の規定による認定の取消し						○	総合事務所長												
		132　同法第90条の2第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令						○	総合事務所長			122　同法第90条の2第1項の規定による工事中の特殊建築物等の使用禁止等の命令 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	十六　建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が耐火構造であることを要しない建築物の承認						○	総合事務所長	十四　建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第115条の2第1項第4号の規定による外壁等が耐火構造であることを要しない建築物の承認 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同令第131条の2第1項の規定による街区の指定						○	総合事務所長		2　同令第131条の2第1項の規定による街区の指定 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定						○	総合事務所長		3　同令第131条の2第2項の規定による計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	十七　建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第10条の規定による道路の位置を指定した旨の公告						○	総合事務所長	十五　建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第10条の規定による道路の位置を指定した旨の公告 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務

													所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの										所長
		2　略											2　略										
	十八　鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1　略										十六　鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)に基づく知事の権限に属する事務	1　略										
		2　同条例第3条ただし書の規定による災害危険区域における住居の用に供する建築物の建築の許可							○	総合事務所長			2　同条例第3条ただし書の規定による災害危険区域における住居の用に供する建築物の建築の許可 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同条例第4条ただし書の規定によるがけ地付近の建築物の建築の認定							○	総合事務所長			3　同条例第4条ただし書の規定によるがけ地付近の建築物の建築の認定 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		4　同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地が道路に接する長さが基準に満たない建築物の建築の認定							○	総合事務所長			4　同条例第6条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定による特殊建築物等の敷地が道路に接する長さが基準に満たない建築物の建築の認定 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		5　同条例第9条ただし書の規定による自動車車庫等の出入口が同条各号に該当する道路に接する場合の建築の認定							○	総合事務所長			5　同条例第9条ただし書の規定による自動車車庫等の出入口が同条各号に該当する道路に接する場合の建築の認定 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	十九　建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略										十七　建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく知事の権限に属する事務	1～7　略										
		8　同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録							○	総合事務所長			8　同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新の登録 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管							○	鳥取地方県土整備局長	

											轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		9 同法第23条の4第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の拒否							○	総合事務所長	9 同法第23条の4第1項又は第2項の規定による建築士事務所の登録の拒否 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		10 同法第23条の7第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消							○	総合事務所長	10 同法第23条の7第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		11 略									11 略										
		12 同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の開設者等に対する報告の要求							○	総合事務所長	12 同法第26条の2第1項の規定による建築士事務所への立入検査又は建築士事務所の開設者等に対する報告の要求 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		13 略									13 略										
	二十 高齢者、身体障害者等が平滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による特別特定建築物を建築又は維持保全する者に対する是正命令							○	総合事務所長	十八 高齢者、身体障害者等が平滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)に基づく知事の権限に属する事務 1 同法第4条第1項の規定による特別特定建築物を建築又は維持保全する者に対する是正命令 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	
		2 同法第4条第2項の規定による特別特定建築物を建築又は維持保全する国等に対する是正要請							○	総合事務所長	2 同法第4条第2項の規定による特別特定建築物を建築又は維持保全する国等に対する是正要請 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管							○	鳥取地方県土整備局長	

| | | |

											(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○	西部総合事務所長
		8 同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求						○	総合事務所長		8 同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		9 同法第11条の規定による認定事業者に対する改善命令						○	総合事務所長		9 同法第11条の規定による認定事業者に対する改善命令 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		10 同法第12条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し						○	総合事務所長		10 同法第12条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		11 同法第14条第1項の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定						○	総合事務所長		11 同法第14条第1項の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	二十一 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	十九 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による特定建築物の所有者に対する指導及び助言 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2 同法第7条第2項の規定による特定建									2 同法第4条第2項の規定による特定建							

			築物の所有者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				築物の所有者に対する指示 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
			3　同法第7条第3項の規定による指示に従わない特定建築物の所有者の公表	○																			
			4　同法第7条第4項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				3　同法第4条第3項の規定による特定建築物の所有者に対する報告の要求又は特定建築物への立入検査 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
			5　同法第8条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				4　同法第5条第3項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定			○					
			6　同法第8条第8項後段（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				5　同法第5条第8項（同法第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の耐震改修の計画を認定したときの建築主事への通知			○					
			7　同法第9条第1項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定 (一)　東部総合事務						○	東部総合事務				6　同法第6条第1項の規定による建築物の耐震改修の計画の変更の認定			○					

		所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの							所長												
		(二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長												
		(三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長												
		8　同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求									7　同法第7条の規定による認定事業者に対する報告の要求										
		(一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長		(一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長		
		(二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長		(二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長		
		(三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長		(三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	西部総合事務所長		
		9　同法第11条の規定による認定事業者に対する改善の命令									8　同法第8条の規定による認定事業者に対する改善の命令		○								
		(一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長												
		(二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長												
		(三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長												
		10　同法第12条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し									9　同法第9条の規定による建築物の耐震改修の計画の認定の取消し			○							
		(一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長												
		(二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長												
		(三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長												
		11　同法第13条第1項の規定による特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定基準の特例の承認		○																	
	二十二　浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の受理									二十　浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出（特定行政庁に対するものに限る。）の受理									
		(一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長		(一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長		
		(二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長		(二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの							○	中部総合事務所長		
		(三)　西部総合事務						○	西部総合事務		(三)　西部総合事務							○	西部総合事務		

		所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							所長
		2　同法第５条第３項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第５条第４項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものに限る。)の内容が相当であると認める旨の通知 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	二十三　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第74条第１項の規定による建築主への指導及び助言 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同法第75条第２項の規定による届出をした者に対する指示 (一)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第75条第３項の規定による指示に従わない旨の公表	○						
		4　同法第75条第５項の規定による維持保全すべき旨の勧告	○						

		所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							所長
		2　同法第５条第３項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廃止の命令 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第５条第４項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものに限る。)の内容が相当であると認める旨の通知 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	二十一　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第15条第１項の規定による建築主への指導及び助言 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		2　同法第15条の２第２項の規定による届出をした者に対する指示 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二)　中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取地方県土整備局長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		3　同法第15条の２第３項の規定による指示に従わない旨の公表		○					

公園自然課	一　鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略								
		6　同条例第16条第4項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可						○	総合事務所長
		7　同条例第16条第7項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内の応急措置としての行為の届出の受理及び同条第9項の規定による特別地区内における既着手行為の届出の受理						○	総合事務所長
		8　略							
		9　同条例第17条第3項第6号の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷の許可						○	総合事務所長
		10　同条例第18条第1項の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における工作物の新築等の届出の受理						○	総合事務所長
		11　同条例第18条第2項の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、同条第3項の規定によるこれらの処分期間の延長又は同条第5項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮						○	総合事務所長
		12　同条例第19条第1項の規定による県自然環境保全地域における行為の中止等の命令						○	総合事務所長
		13　同条例第20条第1項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内又は野生動植物保護地区内における国の機関等の行う行為についての協議						○	総合事務所長
		14　同条例第20条第2項の規定による県自然環境保全地域内における国の機関等の行う行為についての通知の受理						○	総合事務所長
		15～17　略							
		18　同条例第24条第1項の規定による緑地環境保全地域内における建築物その他の工作物の新築等の届出の受理						○	総合事務所長
		19　同条例第24条第2項の規定による緑地環境保全地域内における建築物その他の						○	総合事務所長

公園自然課	一　鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）に基づく知事の権限に属する事務	1～5　略								
		6　同条例第16条第4項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可						○	保健所長
		7　同条例第16条第7項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内の応急措置としての行為の届出の受理及び同条第9項の規定による特別地区内における既着手行為の届出の受理						○	保健所長
		8　略							
		9　同条例第17条第3項第6号の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷の許可						○	保健所長
		10　同条例第18条第1項の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における工作物の新築等の届出の受理						○	保健所長
		11　同条例第18条第2項の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の処分、同条第3項の規定によるこれらの処分期間の延長又は同条第5項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮						○	保健所長
		12　同条例第19条第1項の規定による県自然環境保全地域における行為の中止等の命令						○	保健所長
		13　同条例第20条第1項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内又は野生動植物保護地区内における国の機関等の行う行為についての協議						○	保健所長
		14　同条例第20条第2項の規定による県自然環境保全地域内における国の機関等の行う行為についての通知の受理						○	保健所長
		15～17　略							
		18　同条例第24条第1項の規定による緑地環境保全地域内における建築物その他の工作物の新築等の届出の受理						○	保健所長
		19　同条例第24条第2項の規定による緑地環境保全地域内における建築物その他の						○	保健所長

		工作物の新築等の行為の禁止等の処分、同条第3項の規定による処分期間の延長若しくはその通知又は同条第5項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮								
		20　同条例第25条第1項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令						○	総合事務所長	
		21　同条例第26条の規定による緑地環境保全地域における国の機関等の行う行為についての通知の受理						○	総合事務所長	
		22　同条例第29条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の実施						○	総合事務所長	
		23　同条例第30条第1項の規定による県自然環境保全地域若しくは緑地環境保全地域の指定等のための実施調査の実施又は同条第2項の規定による土地所有者等への通知						○	総合事務所長	
		24　略								
	二　鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1～26　略								
		27　同条例第16条第1項の規定による指定に係る希少野生動植物の捕獲等の届出の受理						○	総合事務所長	
		28　同条例第16条第2項の規定による捕獲等の禁止等の命令						○	総合事務所長	
		29　同条例第16条第3項の規定による命令をすることができる期間の延長						○	総合事務所長	
		30　同条例第16条第4項の規定による通知						○	総合事務所長	
		31　同条例第16条第5項の規定による届出に係る捕獲等に着手することができる期間の短縮						○	総合事務所長	
		32及び33　略								
		34　同条例第17条第4項第4号の規定による保護管理地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の許可等						○	総合事務所長	
		35　同条例第17条第5項の規定による許可申請の受理						○	総合事務所長	
		36　同条例第17条第6項の規定による不許可						○	総合事務所長	

		工作物の新築等の行為の禁止等の処分、同条第3項の規定による処分期間の延長若しくはその通知又は同条第5項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮								
		20　同条例第25条第1項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令						○	保健所長	
		21　同条例第26条の規定による緑地環境保全地域における国の機関等の行う行為についての通知の受理						○	保健所長	
		22　同条例第29条第1項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の実施						○	保健所長	
		23　同条例第30条第1項の規定による県自然環境保全地域若しくは緑地環境保全地域の指定等のための実施調査の実施又は同条第2項の規定による土地所有者等への通知						○	保健所長	
		24　略								
	二　鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年12月鳥取県条例第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1～26　略								
		27　同条例第16条第1項の規定による指定に係る希少野生動植物の捕獲等の届出の受理						○	保健所長	
		28　同条例第16条第2項の規定による捕獲等の禁止等の命令						○	保健所長	
		29　同条例第16条第3項の規定による命令をすることができる期間の延長						○	保健所長	
		30　同条例第16条第4項の規定による通知						○	保健所長	
		31　同条例第16条第5項の規定による届出に係る捕獲等に着手することができる期間の短縮						○	保健所長	
		32及び33　略								
		34　同条例第17条第4項第4号の規定による保護管理地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の許可等						○	保健所長	
		35　同条例第17条第5項の規定による許可申請の受理						○	保健所長	
		36　同条例第17条第6項の規定による不許可						○	保健所長	

37　同条例第17条第7項の規定による条件の付加							○	総合事務所長
38　同条例第17条第8項の規定による条件の付加							○	総合事務所長
39　同条例第17条第9項の規定による既に着手していた行為の届出の受理							○	総合事務所長
40　同条例第17条第10項の規定による応急措置としての届出の受理							○	総合事務所長
41～45　略								
46　同条例第18条第8項第3号の規定による立入りの許可							○	総合事務所長
47　同条例第19条第1項の規定による保全地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の届出の受理							○	総合事務所長
48　同条例第19条第2項の規定による保全地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の命令							○	総合事務所長
49　同条例第19条第3項の規定による命令をすることができる期間の延長							○	総合事務所長
50　同条例第19条第4項の規定による通知							○	総合事務所長
51　同条例第19条第5項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮							○	総合事務所長
52　同条例第20条第1項の規定による保護管理地区における行為の実施方法についての指示							○	総合事務所長
53　同条例第20条第2項の規定による自然生態系保全地域における行為の実施方法についての指示							○	総合事務所長
54　同条例第20条第3項の規定による中止等の命令							○	総合事務所長
55　同条例第20条第4項の規定による中止等の命令							○	総合事務所長
56　同条例第21条第1項の規定による実施状況等の報告の要求							○	総合事務所長
57　同条例第21条第2項の規定による立入等							○	総合事務所長
58　同条例第22条第1項の規定による立入り							○	総合事務所長
59　同条例第22条第2項の規定による土地の所有者等への通知等							○	総合事務所長

37　同条例第17条第7項の規定による条件の付加							○	保健所長
38　同条例第17条第8項の規定による条件の付加							○	保健所長
39　同条例第17条第9項の規定による既に着手していた行為の届出の受理							○	保健所長
40　同条例第17条第10項の規定による応急措置としての届出の受理							○	保健所長
41～45　略								
46　同条例第18条第8項第3号の規定による立入りの許可							○	保健所長
47　同条例第19条第1項の規定による保全地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の届出の受理							○	保健所長
48　同条例第19条第2項の規定による保全地区の区域内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の命令							○	保健所長
49　同条例第19条第3項の規定による命令をすることができる期間の延長							○	保健所長
50　同条例第19条第4項の規定による通知							○	保健所長
51　同条例第19条第5項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮							○	保健所長
52　同条例第20条第1項の規定による保護管理地区における行為の実施方法についての指示							○	保健所長
53　同条例第20条第2項の規定による自然生態系保全地域における行為の実施方法についての指示							○	保健所長
54　同条例第20条第3項の規定による中止等の命令							○	保健所長
55　同条例第20条第4項の規定による中止等の命令							○	保健所長
56　同条例第21条第1項の規定による実施状況等の報告の要求							○	保健所長
57　同条例第21条第2項の規定による立入等							○	保健所長
58　同条例第22条第1項の規定による立入り							○	保健所長
59　同条例第22条第2項の規定による土地の所有者等への通知等							○	保健所長

	60～71　略								
	72　同条例第31条第2項の規定による国の機関等との特定希少野生動植物の捕獲等についての協議							○	総合事務所長
	73　同条例第31条第3項の規定による国の機関等からの通知の受理							○	総合事務所長
三　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の決定 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	2　同法第9条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの協議の申請 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの		○						
	(二)　(一)以外のもの				○				総合事務所長
	3　同法第10条第2項又は第3項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の同意又は認可 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○			
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	4及び5　略								
	6　同法第13条第3項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	7　同法第13条第5項、第14条第5項又は第24条第5項の規定による国定公園内の許可における環境大臣への協議 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの			○					
	(二)　(一)以外のもの				○				総合事務所長
	8　略								
	9　略								
	10　同法第14条第3項								

	60～71　略								
	72　同条例第31条第2項の規定による国の機関等との特定希少野生動植物の捕獲等についての協議							○	保護所長
	73　同条例第31条第3項の規定による国の機関等からの通知の受理							○	保護所長
三　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第7条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の決定 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	2　同法第9条第2項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することの協議の申請 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	3　同法第10条第2項又は第3項の規定による国定公園に関する公園事業の一部の執行の同意又は認可 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	4及び5　略								
	6　同法第13条第3項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの			○					
	(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	7　略								
	8　略								
	9　同法第14条第3項								

の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○			
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
11 略								
12 略								
13 同法第15条第3項第6号の規定による国定公園における利用調整地区への立ち入りの許可 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
14 同法第16条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
15 同法第16条第4項の規定による国定公園における立入認定証の交付及び同条第5項の規定による国定公園の立入認定証の再交付 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
16 同法第17条第1項の規定による国定公園の指定認定期間の指定			○					
17 略								
18 同法第19条第1項の規定による指定認定期間の規程の認可			○					
19 同法第19条第2項			○					

の規定による国定公園の特別保護地区内における工作物の新築等の許可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
10 略								
11 略								
12 同法第15条第3項第6号の規定による国定公園における利用調整地区への立ち入りの許可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの			○					
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
13 同法第16条第1項の規定による国定公園の利用調整地区への立入りの認定 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの			○					
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
14 同法第16条第4項の規定による国定公園における立入認定証の交付及び同条第5項の規定による国定公園の立入認定証の再交付 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの			○					
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
15 同法第17条第1項の規定による国定公園の指定認定期間の指定 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの			○					
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
16 略								
17 同法第19条第1項の規定による指定認定期間の規程の認可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの			○					
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
18 同法第19条第2項								

			の規定による事業計画及び収支予算並びにその変更の認可																										

延長又は第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
27 同法第27条第1項の規定による国定公園における行為の中止等の命令 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○			
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
28 同法第28条第1項又は第2項の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
29 同法第31条第4項(同法第35条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園における地方公共団体が締結する風景地保護協定の同意 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
30 同法第31条第5項(同法第35条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園における公園管理団体が締結する風景地保護協定の認可 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
31 略								
32 略								
33 略								
34 同法第46条の規定による公園事業の執行に係る受益者負担金の徴収 (一) 複数の総合事務所の所管区域に					○			

延長又は第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
26 同法第27条第1項の規定による国定公園における行為の中止等の命令 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの	○							
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
27 同法第28条第1項又は第2項の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの						○		
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
28 同法第31条第4項(同法第35条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園における地方公共団体が締結する風景地保護協定の同意 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
29 同法第31条第5項(同法第35条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園における公園管理団体が締結する風景地保護協定の認可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
30 略								
31 略								
32 略								
33 同法第46条の規定による公園事業の執行に係る受益者負担金の徴収 (一) 中部総合事務所、西部総合事務	○							

	係るもの (二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長	
	35　同法第47条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徴収 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○		○	総合事務所長	
	36　略								
	37　略								
	38　同法第55条第3項、第4項又は第56条第1項若しくは第3項の規定による国立・国定公園において国の機関が行う行為に係る協議 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長	
	39　同法第56条第2項による国定公園において国の機関が行う行為に係る環境大臣への協議 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの		○	○				総合事務所長	
	40　同法第56条第2項の規定による国定公園の風致又は景観に及ぼす影響等環境省令で定める行為に該当する場合の協議 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長	
	41　同法第56条第4項の規定による国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの				○		○	総合事務所長	
四　自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1　同法第13条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長	
	2　同法第24条第3項の規定による国立公								

	所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長	
	34　同法第47条の規定による公園事業の執行に係る原因者負担金の徴収 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	総合事務所長	
	35　略								
	36　略								
	37　同法第56条第1項の規定による国定公園において国の機関が行う行為に係る協議 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	総合事務所長	
	38　同法第56条第2項の規定による国定公園の風致又は景観に及ぼす影響等環境省令で定める行為に該当する場合の協議			○					
	39　同法第56条第4項の規定による国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求		○						
四　自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1　同法第13条第3項の規定による国立公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二)　(一)以外のもの			○			○	総合事務所長	
	2　同法第24条第3項の規定による国立公								

			園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○													
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長									○	総合事務所長	
			3　同法第26条第2項の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、第4項の規定による処分期間の延長又は第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○														
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長									○	総合事務所長	
			4　同法第27条第1項の規定による国立公園についての行為の中止等の命令 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○														
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長									○	総合事務所長	
		五　自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第16条において準用する同令第3条、第5条から第8条まで及び第11条の規定による国立公園に関する公園事業に係る協議の申し出又は届出 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの			○															
			(二)　(一)以外のもの				○			総合事務所長											
			2　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第5条の規定による国定公園に関する公園事業に係る管理又は経営方法の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○													
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長									○	総合事務所長	
			3　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第6条の規定による国定公園に関する公園事業に係る施設の位置等の変更の承認 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○														

			園の海中公園地区内における工作物の新築等の許可 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○																
			(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長										
			3　同法第26条第2項の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、第4項の規定による処分期間の延長又は第6項の規定による届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○																
			(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長										
			4　同法第27条第1項の規定による国立公園についての行為の中止等の命令 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○																
			(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長										
		五　自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第5条の規定による国定公園に関する公園事業に係る管理又は経営方法の届出の受理 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの							○											
			(二)　(一)以外のもの								○	総合事務所長									
			2　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第6条の規定による国定公園に関する公園事業に係る施設の位置等の変更の承認 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以		○																

			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長			外の区域に係るもの (二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
			4　同令第17条において準用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の承認 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○					3　同令第17条において準用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の承認 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○					
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
			5　同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○				4　同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第7条の規定による国定公園に関する公園事業の休止又は廃止の届出の受理 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの					○		
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
			6　同令第17条において準用する同令第8条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の承認 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの					○					5　同令第17条において準用する同令第8条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の承認 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○					
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
			7　同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第8条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○				6　同令第17条において準用する同令第16条において準用する同令第8条第1項の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの					○		
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
			8　同令第17条において準用する同令第11条の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○				7　同令第17条において準用する同令第11条の規定による国定公園に関する公園事業に係る地位の承継の届出の受理 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの					○		
			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長			(二)　(一)以外のもの						○	総合事務所長
			9　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第12条の規定による国定公										8　同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第12条の規定による国定公							

		園に関する公園事業者に係る報告の命令又は立入検査等 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○						園に関する公園事業者に係る報告の命令又は立入検査等 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの	○						
		(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長			(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
		10 同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第13条の規定による国定公園に関する公園事業者に対する改善命令 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○						9 同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第13条の規定による国定公園に関する公園事業者に対する改善命令 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの	○						
		(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長			(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
		11 同令第17条において準用する同令第14条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の執行の認可の取消し (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○						10 同令第17条において準用する同令第14条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の執行の認可の取消し (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの	○						
		(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長			(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
		12 同令第17条において準用する同令第15条の規定による国定公園の公園事業者でなくなった者に対する原状回復命令等 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの				○						11 同令第17条において準用する同令第15条の規定による国定公園の公園事業者でなくなった者に対する原状回復命令等 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの	○						
		(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長			(二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
		13 同令附則第4項の規定による環境大臣への報告 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの			○							12 同令附則第4項の規定による環境大臣への報告 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○					
		(二) (一)以外のもの				○			総合事務所長			(二) (一)以外のもの			○				総合事務所長
		14 同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの			○							13 同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○					
		(二) (一)以外のもの				○			総合事務所長			(二) (一)以外のもの			○				総合事務所長
	六 鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）に基づく知	1～4 略									六 鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）に基づく知	1～4 略							
		5 同条例第8条第1項又は第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の						○	総合事務所長			5 同条例第8条第1項又は第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の							

事の権限に属する事務	決定又は公園事業の一部の執行の承認										事の権限に属する事務	決定又は公園事業の一部の執行の承認 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長								
	6 略											6 略																	
	7 同条例第11条第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可							○	総合事務所長			7 同条例第11条第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長								
	8 同条例第11条第4項及び第5項の規定による県立自然公園の特別地域内における行為の届出の受理							○	総合事務所長			8 同条例第11条第4項及び第5項の規定による県立自然公園の特別地域内における行為の届出の受理 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長								
	9 同条例第12条の規定による条件の付加							○	総合事務所長			9 同条例第12条の規定による条件の付加 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長								
	10 同条例第13条第1項の規定による県立自然公園の普通地域内における行為の届出の受理							○	総合事務所長			10 同条例第13条第1項の規定による県立自然公園の普通地域内における行為の届出の受理 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長								
	11 同条例第13条第2項、第4項又は第6項の規定による県立自然公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮							○	総合事務所長			11 同条例第13条第2項、第4項又は第6項の規定による県立自然公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○					○	総合事務所長								
	12 同条例第14条第1項の規定による行為							○	総合事務所長			12 同条例第14条第1項の規定による行為																	

		の中止等の命令										の中止等の命令 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長	
		13 同条例第15条の規定による行為の実施状況等についての報告の徴収、立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施							○	総合事務所長		13 同条例第15条の規定による行為の実施状況等についての報告の徴収、立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長	
		14 同条例第16条第1項又は第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における国の機関等の行う行為についての協議又は国の機関等に対する協議の要求							○	総合事務所長		14 同条例第16条第1項又は第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における国の機関等の行う行為についての協議又は国の機関等に対する協議の要求 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの		○					○	総合事務所長	
		15 略										15 略									
		16 同条例第17条の2第4項（同条例第17条の6において準用する場合を含む。）の規定による市町村が締結する風景地保護協定の同意							○	総合事務所長		16 同条例第17条の2第4項（同条例第17条の6において準用する場合を含む。）の規定による市町村が締結する風景地保護協定の同意 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長	
		17 同条例第17条の2第5項（同条例第17条の6において準用する場合を含む。）の規定による公園管理団体が締結する風景地保護協定の認可							○	総合事務所長		17 同条例第17条の2第5項（同条例第17条の6において準用する場合を含む。）の規定による公園管理団体が締結する風景地保護協定の認可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○	総合事務所長	
		18～20 略										18～20 略									
	七 鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第1項の規定による施設の供用開始日の指定							○	総合事務所長		七 鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第39号）に基づく知事の権限に属する事務 1 同規則第4条第1項の規定による施設の供用開始日の指定 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの						○			

											(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
		2　同規則第4条第2項の規定による期日の延期							○	総合事務所長	2　同規則第4条第2項の規定による期日の延期 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの						○		
											(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
		3　同規則第6条の規定による施設の位置等の変更の承認							○	総合事務所長	3　同規則第6条の規定による施設の位置等の変更の承認 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
											(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
		4　同規則第7条の規定による公園事業の休止又は廃止の承認							○	総合事務所長	4　同規則第7条の規定による公園事業の休止又は廃止の承認 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
											(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
		5　同規則第8条第1項の規定による公園事業者たる地位の承継の承認							○	総合事務所長	5　同規則第8条第1項の規定による公園事業者たる地位の承継の承認 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
											(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
		6　同規則第9条第1項の規定による条件の附加							○	総合事務所長	6　同規則第9条第1項の規定による条件の附加 (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの		○						
											(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
		7　同規則第11条第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の執行の承認の取消し							○	総合事務所長	7　同規則第11条第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の執行の承認の取消し (一)　中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの	○							
											(二)　(一)以外のもの							○	総合事務所長
	八　都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可		○							八　都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務 1　同法第5条第2項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可		○						
		2及び3　略									2及び3　略								
		4　同法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用							○	総合事務所長	4　同法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用							○	中部総合事務所長 西部総合事務

		の許可及びその内容の変更の許可							
		5　同法第9条の規定による都市公園の占用に係る協議						○	総合事務所長
		6　同法第10条第2項の規定による原状の回復等の措置についての指示 (一)　八の4の許可に係るもの						○	総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの		○					
		7　同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一)　八の4の許可に係るもの						○	総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの		○					
		8～10　略							
	九　鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第7条第1項及び第2項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可						○	総合事務所長
		2　同条例第10条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限					○		
		3　同条例第14条第2項の規定による使用料の減免 (一)　八の4及び九の1の許可に係るもの						○	総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの				○			
		4　同条例第14条第3項ただし書の規定による使用料の返還 (一)　八の4及び九の1の許可に係るもの						○	総合事務所長
		(二)　(一)以外のもの				○			
		5　同条例第17条第1項及び第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令						○	総合事務所長
		6　同条例第22条の規定による工事の完了等の届出の受理のうち八の4の許可又は八の7の(一)若しくは九の5の措置の命						○	総合事務所長

		の許可及びその内容の変更の許可							所長 地方県土整備局長
		5　同法第9条の規定による都市公園の占用に係る協議						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
		6　同法第10条第2項の規定による原状の回復等の措置についての指示 (一)　八の4の許可に係るもの						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
		(二)　(一)以外のもの			○				
		7　同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一)　八の4の許可に係るもの						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
		(二)　(一)以外のもの			○				
		8～10　略							
	九　鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条第1項及び第2項の規定による都市公園における行為の許可及びその内容の変更の許可						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
		2　同条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限					○		
		3　同条例第8条第4項の規定による使用料の減免 (一)　八の4及び四の1の許可に係るもの						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
		(二)　(一)以外のもの				○			
		4　同条例第8条第5項ただし書の規定による使用料の返還 (一)　八の4及び九の1の許可に係るもの						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
		(二)　(一)以外のもの				○			
		5　同条例第9条第1項及び第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長
		6　同条例第10条の規定による工事の完了等の届出の受理のうち八の4の許可又は八の7の(一)若しくは九の5の措置の命						○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 地方県土整備局長

		令に係る届出の受理							
	十　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌事務に係るものに限る。）	1　同法第9条第1項の規定による計画提案が施行する都市計画事業の認可		○					
		2　同法第9条第2項の規定による県が施行する都市計画事業の認可の申請	○						
		3　同法第9条第5項の規定による都市計画事業の認可についての関係地方公共団体の長の意見の聴取		○					
		4　同法第9条第6項本文（同法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可についての用排水施設等を管理する者等の意見の聴取		○					
		5　同法第10条の2第2項の規定による施行予定者から都市計画施設の整備に関する事業等についての都市計画事業の認可の申請がされなかった旨の公告		○					
		6　同法第12条第1項（同法第63条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可の告示及び図書の写しの送付		○					
		7　同法第13条第1項の規定による県が施行する都市計画事業に係る事業計画の変更の認可の申請	○						
		8　同法第15条第1項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可						○	総合事務所長
		9　同法第15条第2項の規定による施行者の意見の聴取						○	総合事務所長
		10　同法第16条の規定による国土交通省令で定める事項の公告		○					
		11　同法第16条の規定による公告並びに事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施						○	総合事務所長
		12　同法第17条第2項の規定による土地建物等を買い取るべき旨の通知					○		
		13　同法第18条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議						○	総合事務所長

		令に係る届出の受理							
	十　鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第30号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第1条の2第1項ただし書の規定による利用期間の変更及び同条第2項の規定によるその旨の掲示		○					
		2　同規則第1条の3第2項の規定による臨時の休園及び休園日の開園の決定並びに同条第3項において準用する同規則第1条の2第2項の規定によるその旨の掲示		○					
		3　同規則第9条の2の規定による利用料金の免除又は減額の別等の承認	○						

		14　同法第30条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言のうち8の許可に係るもの						○	総合事務所長												
		15　同法第31条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び同条第2項の規定による必要な是正措置の執行命令等のうち8の許可に係るもの						○	総合事務所長												
		16　同法第31条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をする旨の公示のうち8の許可に係るもの						○	総合事務所長												
		17　同法第32条第1項の規定による立入検査のうち15の監督処分を行うためのもの						○	総合事務所長												
	十一　土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。公園自然課の項の八及び九において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○																		
		(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○																	
		(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○																
		(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長											
		2　土木工事に係る設計の変更 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1)　契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○																		
		(2)　(1)以外のもの		○																	
		(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○																	
		(2)　工事費が1億円以上2億円																			

	十一　土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1　土木工事に係る起工の決定 (一)　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。公園自然課の項の八及び九において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○																		
		(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○																	
		(2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○																
		(3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの			○																
		ロ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの																○	地方県土整備局長		
		ハ　イ及びロ以外のもの																○	総合事務所長		
		2　土木工事に係る設計の変更 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1)　契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○																		
		(2)　(1)以外のもの		○																	
		(二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの		○																	
		(2)　工事費が1億円以上2億円																			

			未満の工事に係るもの イ　契約金額の5割以上の増を伴うもの ロ　イ以外のもの (3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。） ロ　イ以外のもの	○ ○	○				○	総合事務所長					未満の工事に係るもの イ　契約金額の5割以上の増を伴うもの ロ　イ以外のもの (3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。） ロ　イ以外のもの (イ)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (ロ)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (ハ)　(イ)及び(ロ)以外のもの	○ ○	○ ○				○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
			3　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（4の場合を除く。） (一)　請負対象額見積金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額見積金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額見積金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○ ○					○	総合事務所長					3　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（4の場合を除く。） (一)　請負対象額見積金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額見積金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額見積金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (2)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (3)　(1)及び(2)以外のもの	○ ○	○ ○				○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
			4　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一)　請負対象額見積金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額見積金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額見積金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○				○	総合事務所長					4　土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一)　請負対象額見積金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象額見積金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象額見積金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					

| | | |

		億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの		○				○	総合事務所長			億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの (1)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (2)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (3)　(1)及び(2)以外のもの			○ ○					○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
		8　予定価格が100万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕						○	総合事務所長			8　予定価格が100万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (二)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの			○					○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
		9　土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建て物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結						○	総合事務所長			9　土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建て物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (二)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの			○					○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
		10　不動産登記法に基づく不動産の登記						○	総合事務所長			10　不動産登記法に基づく不動産の登記 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (二)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの			○					○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
		11　公園自然課の所管に係る土地及び水面の境界の確定						○	総合事務所長			11　公園自然課の所管に係る土地及び水面の境界の確定			○						

十二　土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課が所掌する工事に限る。）	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（(二)において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの				○				総合事務所長		十二　土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課が所掌する工事に限る。）	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（(二)において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの (1)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの		○						
																			○	地方県土整備局長	
																		(2)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの								
																			○	総合事務所長	
	(二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長			(二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの		○						
																			○	地方県土整備局長	
												(2)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの								
																			○	総合事務所長	
	2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○									2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○						
	(二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が1億円以上の工事に係るもの			○								(二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が1億円以上の工事に係るもの			○						
	(2)　工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長			(2)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの			○						
												ロ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの							○	地方県土整備局長	
												ハ　イ及びロ以外のもの							○	総合事務所長	
	3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○									3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○						
	(二)　請負対象設計金額が2億円未満											(二)　請負対象設計金額が2億円未満								

| | | |

金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの		○	○				○	総合事務所長				金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの ロ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの ハ　イ及びロ以外のもの	○	○ ○				○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
17　同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長				17　同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1)　工事費が2億円以上の工事に係るもの (2)　工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3)　工事費が1億円未満の工事に係るもの イ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの ロ　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの ハ　イ及びロ以外のもの	○	○ ○				○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
18～22　略												18～22　略								
23　同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認							○	総合事務所長				23　同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の自然公園に係るもの (二)　鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の所管区域の都市公園に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもの		○				○ ○	地方県土整備局長 総合事務所長
24～28　略												24～28　略								
29　同規則第59条第2項（同規則第56条第												29　同規則第59条第2項（同規則第56条第								